

信託税制の改正

Q : 信託税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

平成19年度の税制改正では、信託法の改正により、いろんな信託の種類が可能になったことに伴う整備が行われました。

具体的には、信託を次のように区分して、それぞれについて取扱いを定めています。

① 受益者等課税信託

以下のいずれにも該当しない信託で、受益者が信託財産並びに信託財産に帰せられる収益費用を享受するものとして課税がなされます。

② 集団投資信託

合同運用信託、証券投資信託等一定の投資信託及び特定受益証券発行信託をいい、受益者に信託収益が分配された段階で課税されます。

③ 法人課税信託

特定受益信託発行信託以外の受益証券発行信託等、集団投資信託に該当するもの以外の投資信託及び特定目的信託をいい、受託者段階で受託者の固定資産に帰属する所得とは区分して課税することとされています。

④ 退職年金等信託

厚生年金基金契約等に係る信託をいいます。

⑤ 特定公益信託等

特定公益信託等に係る信託をいいます。

